

富士見市ノルディック・ウォーキング用ポール貸出実施要領

1：趣旨

この要領は、市民の健康増進のため、ノルディック・ウォーキングを活用した健康づくりの取組を支援することを目的として、富士見市健康増進センターが所有するノルディック・ウォーキング用ポールの貸出について必要な事項を定めるものとする。

2：貸出場所

富士見市健康増進センター（富士見市大字鶴馬 3351-2）

3：貸出対象

- (1) 市内在住者
- (2) 市内に活動拠点を置く団体（構成員の半数以上が市内在住であること）

4：貸出可能期間（1回につき）

- (1) 個人 最長7日
- (2) 団体 最長1ヶ月

但し、市の事業等で使用予定のある日程は貸出不可とする。

また、個人、団体の状況により貸出期間の延長は応相談とする。

5：貸出本数

- (1) 個人 1組

但し、同居家族や友人分における貸出を希望する場合は応相談とする。

- (2) 団体 30組まで

6：貸出費用

無料

但し、以下の場合は借用者負担とする。

- (1) 貸出中に破損及び紛失した場合。
- (2) 送付などに費用が係る場合（返却等）。

7：貸出方法

- (1) 健康増進センターへ電話等で使用状況を確認し、予約する。
- (2) 借用書（様式1）を提出する。

附則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。